

定 款

(名 称)

第1条 本社団は、関西デジタル無線研究会(英:Kansai Digital Radio Laboratory)とする。

(事務所)

第2条 本社団の事務所は、JQ3BBK (ウェブ上氏名省略)宅、大阪府阪南市(以降、ウェブ上住所省略)に置くものとする。

(目 的)

第3条 本社団の目的は、営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせてデジタル無線科学の向上と発展に貢献することにある。
ただし、SSB、AM、FM等の既存のアナログ通信を妨げるものではない。

(事 業)

第4条 本社団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アマチュア局及びデジタル簡易無線登録局の設置と運用
- (2) アマチュア無線のデジタル通信についての調査研究及びデジタル簡易無線登録局の実用的な使用法についての調査研究
- (3) その他、本社団の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本社団の会員は、種類は以下の通りとする。

- (1) 正会員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有し、かつ個人局を開設している者。(施行規則第34条第8項に規定する者を含む。)
- (2) 資格会員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有するが、個人局を開設していない者。(施行規則第34条第8項に規定する者を含む。)
- (3) 研究員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有していないが、無線通信に関心を持ち、入会の日を起算日として1年以内にアマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者資格の取得を志している者。

(会員の資格と喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき
- (3) 入会時に届け出た連絡先に連絡しても1週間音信不通の場合

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本社団の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 正会員及び資格会員は、総会の議決権行使すること
- (3) 研究員は、総会において意見を述べること

(会費)

第8条 会員の会費は、会の設立段階においては、無償とする。会費設定を行う場合は、理事会及び総会による議決を経て設定することとする。

(役員)

第9条 本社団に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名 以内
- (2) 監事 1名 以内
- (3) (1)、(2)いずれの場合も1名を下回ることはできない。

(役員の選出)

第10条 (1) 理事及び監事は、正会員及び資格会員の中から総会にて選出する。
(2) 会長・副会長は、理事の中から総会にて選出する。
(3) 監事は、会計及び理事の業務の執行を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は5年とし、再任を妨げない。

(役員の業務)

第12条 (1) 会長は、本社団を代表し、業務を掌理統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、本社団の業務を執行する。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、本社団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、理事会または正会員及び資格会員の2分の1以上から理由を付して要求のあったとき開催する。

(議決方法)

第15条 総会、理事会の決議は、議決権行使できる会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は議長の判断による。

(総会の議事)

第16条 総会に付議する事項は以下の通りとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会費、重要な財産の得喪、変更
- (4) 解散

(資産)

第17条 本社団の資産は、設立当初の寄付財産、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

第18条 本社団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

第19条 会長は、次に掲げる届出を行わなければならない。

- (1) 構成員（正会員及び資格会員）に変更があったときは、すみやかに近畿総合通信局長に届け出ること
- (2) この定款または理事について変更しようとするときは、すみやかに近畿総合通信局長に届け出ること

(施行)

第20条 この定款は令和4年12月17日より施行する。